

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	岩岡地区 (南古・和田ヶ市集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻や軟弱野菜を主要作物としつつ、高収益野菜としてイチジクなどの生産を広げながら、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- ・主に専業で農業をする人のための「畑エリア」と主に兼業農家が作付を行う「水稻エリア」に棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
- ・営農組合に集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れを行う。また、農業を担う者を募り、農業用器具や設備を地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- ・アライグマ柵や鳥獣ネットなどの設置やジャンボタニシ対策として石灰窒素などの撒布を検討する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・目標地図を活用し、「農業を担う者」がいる農地、いない農地を集落として俯瞰的に把握・共有する。
- ・「農業を担う者」のいない農地について、今後、誰がどのように耕作・管理していくのかを協議し、「農業を担う者」のいる農地については、必要に応じて農地の集約化を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	68.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・営農組合を中心に段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けに小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・パイプラインの水圧が均等化する計画作りを検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・営農組合の多くの方に参加してもらい、作業の分担化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。